

〔事案 26-151〕 契約失効取消請求

・平成 27 年 6 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

統合失調症による心神耗弱状態にあったこと等を理由に、保険料未納のため失効した契約の失効取消、失効後に開始した入院に対しての入院給付金の支払いなどを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

統合失調症により心神耗弱状態にあったため、保険料未納により契約が失効し、また復活にあたり正しい告知もできなかったため、失効および告知義務違反による解除を取り消して、失効後に開始した入院に対する入院給付金の支払い、および、今後の保険契約の継続をしてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人には復活の際の告知に告知義務違反があったため、当社は告知義務違反による解除を行い、復活以降の既払込保険料額を返金した。告知義務違反による解除は有効に行われている。
- (2) 申立人から、統合失調症による心神耗弱状態にあったことを理由として、失効および解除を取り消してほしいと要望されているが、本件につき特別対応を行うことはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、保険料の未納と申立人が心神耗弱状態にあったこととの関係や告知時の状況などを把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険料の未納が心神耗弱状態にあったためであるとは認められず、また告知義務違反による解除は有効であると認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。

<参考>

- 保険料の未納が心神耗弱状態にあったためであるとは認められない理由は、以下のとおり。
 - (1) 平成 25 年 3 月分の保険料の未納に際して、募集人は、申立人に対し、同年 4 月に 2 か月分の保険料が引き落とされる旨を告げ、万が一口座に引落相当額を入金できなかった場合には連絡を取るよう依頼しており、保険会社において、このような実務上の運用がなされていたことが認められる。
 - (2) 申立人が保険料を滞納したのは平成 25 年 3 月分が初めてではなく、平成 23 年 6 月以降だけでも 10 回を超える滞納が繰り返されていることから、平成 25 年 3 月分の保険料の未納が単に心神耗弱状態にあったためであるとは認めることは困難である。
- 告知義務違反による解除が有効であると認められる理由は、以下のとおり。

申立人は、保険契約復活申込書兼告知書記載の質問事項1(最近3カ月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか)、同2(契約日以降過去5年以内に、病気やケガや検査で、継続した7日以上入院をしたことがありますか)、同4(契約日以降過去5年以内に、初診日から終診日まで7日間以上の期間にわたる医師の診察・検査、治療、あるいは7日分以上の薬の処方を受けたことがありますか)に対しては、いずれも「はい」と回答すべきであったが、いずれの質問事項についても「いいえ」と回答し、申立人は、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げている。告知書作成時、統合失調症で入院中であったことを考慮しても、上記告知義務違反につき、申立人には故意または重大な過失があったことは否定できない。